

○研究活動における不正行為への対応に関する規程

(平26規程第54号 平成27年3月24日)

改正 令 2規程第68号 令和 3年3月31日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の研究活動における不正行為に対応するための仕組みを定め、もって機構の研究活動における誠実性、客観性及び透明性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次に定めるとおりとする。

(1)「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータ、調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

(2)「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(3)「改ざん」とは、研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工することをいう。

(4)「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

(5)「研究活動における不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 第1号に定める「特定不正行為」

イ 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する「二重投稿」

ウ 論文著作者が適正に公表されない「不適切なオーサーシップ」

(6)「職員」とは、制文規程（平17規程第60号）第3条に定める職員をいう。

(7)「役職員」とは、制文規程（平17規程第60号）第3条に定める役職員をいう。

(8)「研究倫理教育」とは、研究活動における不正行為の事前防止に資するため、研究活動において求められる倫理規範を職員に習得させるための教育をいう。

(研究活動における不正行為への対応に係る体制)

第3条 第1条の目的を達成するため、研究活動における不正行為への対応に関する体制を次の各号のとおり定める。

(1) 理事長は、最高管理責任者として機構全体を統括し、研究活動における不正行為への対応に関して最終責任を負う。

(2) 研究開発を担当する理事は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、研究活動における不正行為への対応を統括する。

- 2 機構に、担当する部署に係る研究倫理教育の実施にあたる研究倫理教育責任者を設置する。
- 3 機構に、研究倫理教育責任者による研究倫理教育の実施を補佐する研究倫理教育副責任者を設置する。
- 4 研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者は、別に定める細則をもって指定する。

(特定不正行為に係る調査等の対応)

第4条 特定不正行為に係る告発又は告発の意思を明示しない相談があった場合の調査等の対応については、別に規則で定める。

(研究倫理教育を受ける義務)

第5条 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者が実施する研究倫理教育を受けなければならない。

- 2 職員は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育の詳細については、別に細則又は業務マニュアルで定める。

(研究データの保存及び開示)

第6条 役職員のうち研究活動を行う者は、当該研究活動によって得た研究データを一定期間保存し、必要な場合には、開示しなければならない。

- 2 前項により保存又は開示すべき研究データの内容及びその期間並びに方法については、別に業務マニュアルで定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。